

鎌 総 第 3578 号
令和4年(2022年)年3月25日

鎌倉市議会議長 中村 聡一郎 様

鎌倉市長 松尾 崇



再 議 書

令和4年(2022年)2月定例会において、令和4年(2022年)3月18日に議決された「議会議案第12号 鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」は、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付する。

理 由

令和3年(2021年)12月市議会において議決された鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例は、全ての市民にとって使いやすい施設とすることを目的としている。

鎌倉市教育委員会の見解によれば、開館時間については、夜間の稼働率が低く、また、利用団体の7割が午後9時までの利用となっている実態等を踏まえ、「午前9時から午後10時まで」を、「午前9時から午後9時まで」とし、必要があると認めるときは、午後10時まで延長することができることとしたものである。

また、利用区分については、短時間利用の需要と、長時間利用の需要の双方にこたえつつ、予約がとりにくいといった課題を解消することができるよう、アンケート結果や利用団体の声等を総合的に判断し、利用区分を3区分から5区分に変更することは市民にとってメリットがあると考え、鎌倉市社会教育委員会議及び鎌倉市教育委員会での議論も経て、条例提案に至ったものである。

次に、利用料金は、鎌倉市全体の方針の中、生涯学習センターについても改定したところであり、5区分の利用区分に応じた利用料金の上限額を設定したものである。

鎌倉市教育委員会にあっては、令和3年(2021年)12月市議会の議決以降、令和4(2022年)年10月1日からの施行に向け、利用者団体等への説明会及びアンケート調査(改正内容を明示した周知資料を含む。)を実施し、これら説明

会等でいただいた意見等を踏まえつつ、指定管理者選定に向けた指定管理業務仕様書への反映等に努めながら、鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定委員会を開催し、仕様書（案）を提案するとともに、改正内容を広く市民等に周知するため、広報かまくら、市ホームページ、生涯学習施設予約サービスシステムの画面、各生涯学習施設への掲示等を行い、現在、鎌倉生涯学習センターホール及びギャラリーについては、10月からの利用に係る予約を既に開始しているところである。

今回の議決による改正は、生涯学習センターを全ての市民にとって使いやすい施設とする目的を妨げるだけでなく、利用区分を5区分から3区分に戻すことにより、1コマ2時間の利用料金の支払いで済む利用者団体にあつては、3～4時間分の利用料金を支払うこととなるため利用料金負担が増加することとなる。また、新たな利用料金が設定されていることから、利用料金変更に伴うシステム改修経費が必要になるとともに、再度契約を締結しシステム開発を進めることが必要となるため、10月の予約に支障が生じることとなる。また、既に、10月からの利用区分や利用料金について周知をしてきており、ホール等の抽選予約が開始されているところであるので、利用者等の混乱を招くことが懸念されるものである。